

議案第15号

八幡浜市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める
条例の一部を改正する条例の制定について
標記条例を次のように制定する。

令和2年2月25日提出

八幡浜市長 大 城 一 郎

記

八幡浜市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める
条例の一部を改正する条例

八幡浜市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例
(平成26年条例第58号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で
示すように改正する。

改正後	改正前
附 則 第1条 (略) (職員の経過措置) 第2条 この条例の施行の日から <u>令和5年3月31日</u> までの間、第10条第3項の規定の適用については、同項中「修了したもの」とあるのは、「修了したもの(<u>令和5年3月31日</u> までに修了することを予定している者を含む。)」とする。	附 則 第1条 (略) (職員の経過措置) 第2条 この条例の施行の日から <u>令和2年3月31日</u> までの間、第10条第3項の規定の適用については、同項中「修了したもの」とあるのは、「修了したもの(<u>令和2年3月31日</u> までに修了することを予定している者を含む。)」とする。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

提案理由

「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準」の一部改正に伴い、
放課後児童支援員に係る経過措置を延長するため。

